

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市自転車等駐車場条例 昭和58年12月26日条例第24号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市自転車等駐車場条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 使用者から別表第1に定める使用料を徴収する。 2 市長は、使用者が自転車等を入場させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入場時刻の確認ができないときは、自転車等を入場させた日の入場開始時刻に入場させたものとみなして使用料を算定する。 3 使用料は、定期駐車券又は回数駐車券による場合にあつてはそれぞれその発行の際に、その他の場合にあつては自転車等を退場させる際に徴収する。</p> <p>第10条から第25条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市自転車等駐車場条例の規定は、盛岡市自転車等駐車場条例第1条の2第4号に規定する自転車等に係る使用料の時間の算定において1回とみなされる使用料のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の時間を含まないものから適用し、施行日前の時間を含むものについては、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日前に盛岡市自転車等駐車場条例の規定により発行された定期駐車券又は回数駐車券に係る使用料については、な</p>	<p>○盛岡市自転車等駐車場条例 昭和58年12月26日条例第24号 改正 略</p> <p>盛岡市自転車等駐車場条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 使用者から別表第1に定める使用料を徴収する。 2 市長は、使用者が自転車等を入場させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入場時刻の確認ができないときは、自転車等を入場させた日の入場開始時刻に入場させたものとみなして使用料を算定する。 3 使用料は、定期駐車券又は回数駐車券による場合にあつてはそれぞれその発行の際に、その他の場合にあつては自転車等を退場させる際に徴収する。</p> <p>第10条から第25条まで 略 附 則 略</p>

改正後

お従前の例による。

別表第1（第9条関係）

(1) 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場の使用料

区分		一般	生徒等
定期駐車券による場合 (1台につき)	月の初日からその月の末日まで	3,000円	2,250円
	月の初日から翌月の末日まで	5,700円	4,200円
	月の初日から翌々月の末日まで	8,550円	6,300円
回数駐車券による場合 (1台11回につき)		1,500円	
その他の場合 (1台1回につき)		150円	

備考

- 「生徒等」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいい、「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。
- 駐車場の使用が1回につき2時間以内の場合は、無料とする。

(2) 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の使用料

区分		一般	生徒等
自転車定期駐車券による場合 (1台につき)	月の初日からその月の末日まで	3,000円	2,250円
	月の初日から翌月の末日まで	5,700円	4,200円
	月の初日から翌々月の末日まで	8,550円	6,300円
回数駐車券による場合 (1台11回につき)		1,500円	
その他の場合 (1台1回につき)		150円	

改正前

別表第1（第9条関係）

(1) 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場の使用料

区分		一般	生徒等
定期駐車券による場合 (1台につき)	月の初日からその月の末日まで	2,000円	1,500円
	月の初日から翌月の末日まで	3,800円	2,800円
	月の初日から翌々月の末日まで	5,700円	4,200円
回数駐車券による場合 (1台11回につき)		1,000円	
その他の場合 (1台1回につき)		100円	

備考

- 「生徒等」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいい、「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。
- 駐車場の使用が1回につき2時間以内の場合は、無料とする。

(2) 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の使用料

区分		一般	生徒等
自転車定期駐車券による場合 (1台につき)	月の初日からその月の末日まで	2,000円	1,500円
	月の初日から翌月の末日まで	3,800円	2,800円
	月の初日から翌々月の末日まで	5,700円	4,200円
回数駐車券による場合 (1台11回につき)		1,000円	
その他の場合 (1台1回につき)		100円	

改正後				改正前			
原動機付 自転車及 び自動二 輪車	定期駐車券 による場合 (1台につ き)	月の初日からその月の末 日まで	4,500円	原動機付 自転車及 び自動二 輪車	定期駐車券 による場合 (1台につ き)	月の初日からその月の末 日まで	3,000円
		月の初日から翌月の末日 まで	8,550円		定期駐車券 による場合 (1台につ き)	月の初日から翌月の末日 まで	5,700円
		月の初日から翌々月の末 日まで	12,900円		定期駐車券による場合 (1台11回につ き)	月の初日から翌々月の末 日まで	8,600円
	回数駐車券による場合 (1台11回につ き)	回数駐車券による場合 (1台11回につ き)	2,250円		回数駐車券による場合 (1台11回につ き)	回数駐車券による場合 (1台11回につ き)	1,500円
	その他の場合 (1台1回につき)	その他の場合 (1台1回につき)	220円		その他の場合 (1台1回につき)	その他の場合 (1台1回につき)	150円
備考				備考			
1 「生徒等」とは学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいい、「一般」とはそれ以外の者をいう。				1 「生徒等」とは学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいい、「一般」とはそれ以外の者をいう。			
2 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。				2 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。			
別表第2 略				別表第2 略			